

# 議案参考資料

[令和6年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

健康長寿課 介護管理給付係

## 議案名

議案第22号 桐生市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

厚生労働省令の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業等の運営基準等について、所要の改正を行おうとするものです。

## 概要

### 1 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング

人材の有効活用及びサービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、本人や主治医の同意を得ていれば、少なくとも6月に1回は利用者の居宅を訪問し面接するもの(訪問しない月はテレビ電話装置等を活用したモニタリングも可)とするものです。

### 2 介護予防支援の円滑な実施

地域包括支援センター以外に、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けることができるようになるため、この場合の人員配置基準について規定するものです。

### 3 「書面掲示」規制の見直し

### 4 管理者の兼務範囲の明確化

### 5 身体的拘束等の適正化の推進

(施行期日：令和6年4月1日)

## 背景・経過

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の中で、介護保険法の一部改正が行われ、平成27年3月に本条例を制定しました。

今般、令和6年度の介護報酬に係る改定が行われることに併せ、省令が一部改正されるため、市の指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営に関する基準の一部改正を行うものです。